

## ICT を活用した日本語教育の在り方に関する検討について

### 【目的】

国内外の日本語教育の推進のため、ICT を活用した日本語教育の取組が様々な機関・団体により実施されている。オンラインやオンデマンド等の遠隔教育や、教室内でのタブレット使用等 ICT を活用した教育活動も多様化し、日本語の学習機会や学習方法も拡大してきている。地域による差はあるが、日本語教育にアクセスできる環境が整えられつつある一方で、ICT を活用した教育実践においては課題も指摘されている。

日本語教育を希望する学習者が効率的かつ効果的な学習方法を選択的に活用するなど、ICT を活用した教育機会を得られるよう環境整備をしていく上で、地方公共団体及び教育機関が備えておくべき条件や、日本語教師が習得すべき知識・技能、学習者側においても必要となる IT スキルや事前研修の内容などについて検討し示す必要がある。また、日本語教師養成・研修における遠隔教育も含めて、ICT 教育の活用を一層推進するために必要となる検証・改善点等について検討を行うとともに、ICT を活用した日本語教育の在り方を示すことを目的とする。

### <日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）>

第 3 条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

### <日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和 2 年 6 月 23 日閣議決定) より一部抜粋>

「ICT を活用した遠隔教育等の先進的取組を支援」「日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材 (ICT 教材) の開発を進め、提供を行う」「ICT を活用した遠隔教育等の効果的な教育方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施」

### 【主な検討事項 (案)】

1. ICT を活用した日本語教育機会の確保と効果的な日本語教育の実施、その環境整備のために検討すべき事項
2. 来日前の学習者など、海外における ICT を活用した日本語教育を一層促進するために、検討すべき事項
3. 日本語教師の養成・研修における ICT 活用に際して留意すべき事項
4. ICT を活用した日本語教育を実践する教員に求められる資質・能力

資料 7

<参考資料(1) 都道府県・政令指定都市におけるオンライン日本語教育実践事例  
(令和4年度文化庁調べ)>

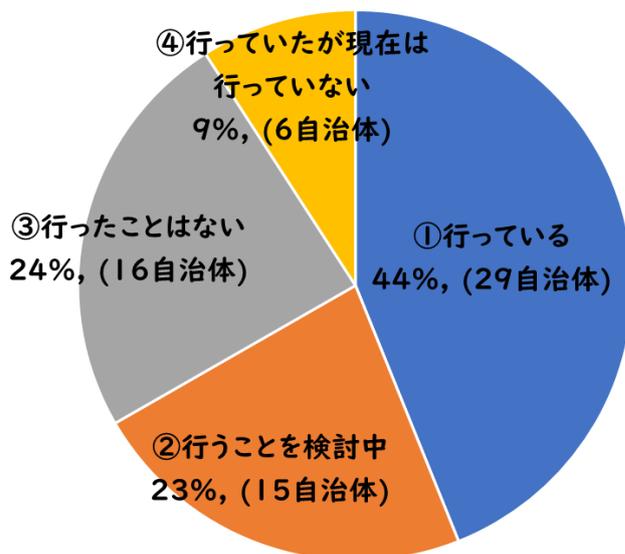
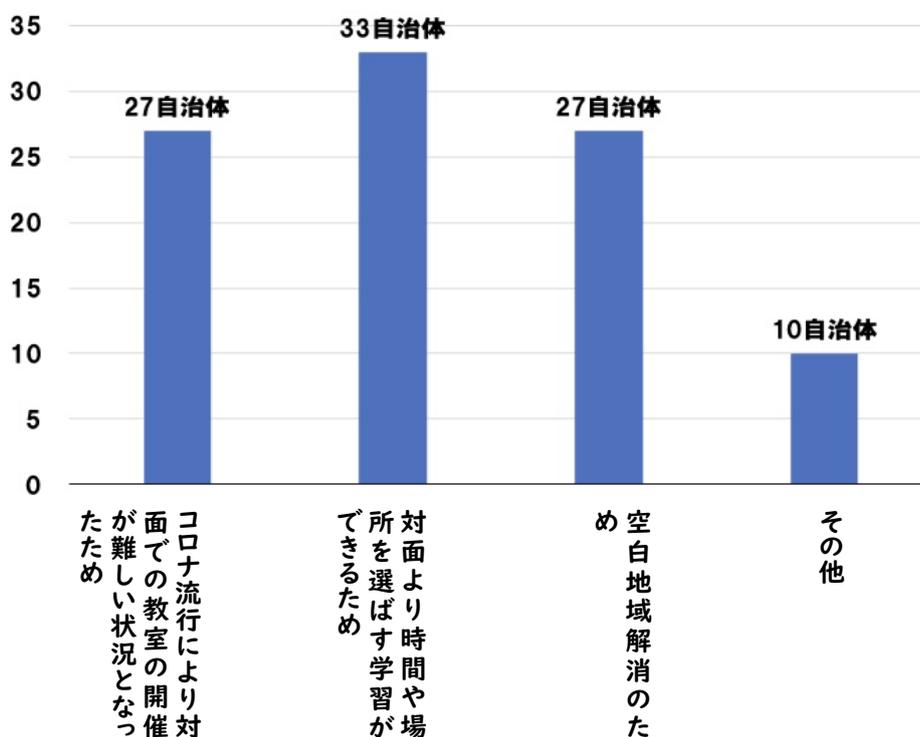


表1: 都道府県・政令指定都市におけるオンラインによる日本語教育の実施状況(回答 66 自治体)



- もっと勉強したいという学習者のニーズに応えるため(青森県)
- 市町村等がオンライン形式の日本語教室を開催する場合のモデルとして示すため(千葉県)
- 日本語教室がある市街地から離れた地域に住む外国人も多く、居住地から教室へのアクセスが難しいケースがあるため(愛媛県)
- 本県においては、地理的な特性により、交通の事情で講座に通えない在留外国人もいるため(鹿児島県)
- 距離や諸事情により対面式の教室に参加できない日本語学習希望者へ学習機会を提供する為(熊本市)

表2: オンラインによる日本語教育を行う(検討中)に至った理由や目的 (複数回答可)

資料 7

<参考資料(2) 外国人の日本語教育に関する実態調査-地域における日本語教育を中心として- (総務省) より抜粋>

### 「外国人の日本語教育に関する実態調査 - 地域における日本語教育を中心として-」の結果に基づく通知(概要)

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

通知日：令和5年1月20日 通知先：文部科学省（文化庁）

#### 調査の背景

- ◇ 我が国の在留外国人は増加が見込まれる。  
(令和4年6月には約296万人と過去最多)
- ◇ 外国人等に対する日本語教育に関する施策の実施は国や地方公共団体の責務（日本語教育推進法（令和元年施行））
- ◇ 日本語教室の開催の参考となる取組や、求められる国の支援内容などを把握するため、地方公共団体の実情・意見要望などを調査

#### 日本語教育の推進体制

＜市町村＞  
・日本語教室の開催  
・個々の外国人等のニーズの把握  
・日本語指導者の育成

＜都道府県＞  
市町村の体制整備等の支援

＜国＞  
補助金による支援、ノウハウの提供

#### 調査結果のポイント

- 市町村から、「外国人のニーズをどう拾い上げればよいか分からない」、「最低限把握すべきニーズの内容が分からない」との意見あり
- 市町村や日本語教室から、オンライン講座の実施について、「受講者とのコミュニケーションが難しい」、「国や都道府県で実施してほしい」との意見あり
- ノウハウ不足のため、市町村への十分な支援を実施できていない都道府県あり
- 文化庁が実施する日本語教育実態調査は、一般統計調査に該当すると考えられる。

#### 今後望まれる取組

- 地方公共団体が求めるノウハウ等について情報提供
- 都道府県に対して情報提供をはじめ、必要な支援を実施
- 日本語教育実態調査について、統計法に基づく所要の手続を実施

## 地方公共団体における日本語教育施策の取組状況（ニーズの把握、オンライン講座）

### 日本語教室の設置状況(令和3年11月時点)

- ◇ 地域における日本語教育実施機関・施設(※)数は1,349であり、過去10年間で約1.4倍 (※) 大学やいわゆる日本語学校を除く。
- ◇ 市町村内に日本語教室が開催されていない「空白地域」となっていたのは877市町村(外国人比率が全国平均(2.28%)以上の空白地域は79市町村)

「日本語教育実態調査」(文化庁)による。

#### 主な調査結果

調査を実施した20市町村における取組状況は以下のとおり。

##### 個々の外国人等のニーズの把握状況

結果報告書 P21～25

- ・ 個々の外国人等のニーズを把握しているのは4/20市町村
- ・ 個々の外国人等のニーズを踏まえて、日本語教室を開催している例あり
  - ▶ 外国人等が希望する開催曜日や授業内容を反映したカリキュラムを作成した例
  - ▶ 「日本人と交流しながら日本語に興味を持ってもらう体験型の授業」の希望を踏まえ、日本の文化(七夕や折り紙など)等を通じて、日常会話を学習するカリキュラムを実施している例
- ・ 一方で、個々の外国人等のニーズの把握に苦慮している市町村あり
  - ▶ 調査で最低限把握すべき事項が分からない。
  - ▶ 日本語教育が本当に必要な人から情報が得られているか心配 等

##### オンライン講座の活用状況

結果報告書 P27～30

- ・ オンライン講座を実施しているのは7/20市町村

【オンライン講座を実施している市町村等の意見】

- ▶ オンライン講座は居住地域に制限されずに参加できるため有効
- ▶ 読み書きの授業では手元が見えず、受講者の理解度が分からない。
- ▶ 一方的な説明となる傾向があり、補助者による受講者への支援が難しく、ノウハウが必要

【オンライン講座を実施していない市町村の意見】

- ▶ 人員やノウハウがなく、国や都道府県による市町村単位に限らない運用を求める。

#### 今後望まれる取組

- ・ 市町村が個々の外国人等のニーズの把握で具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報を提供
- ・ オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、支援方を地方公共団体に提示

資料 7

<参考資料(3)令和4年度在留外国人に対する基礎調査(出入国在留管理庁)>

「日本語学習の困りごと」について「オンラインで学ぶことができない」が3%、日本語学習をしていない理由として「オンラインで学ぶことができないから」が3.1%含まれている。

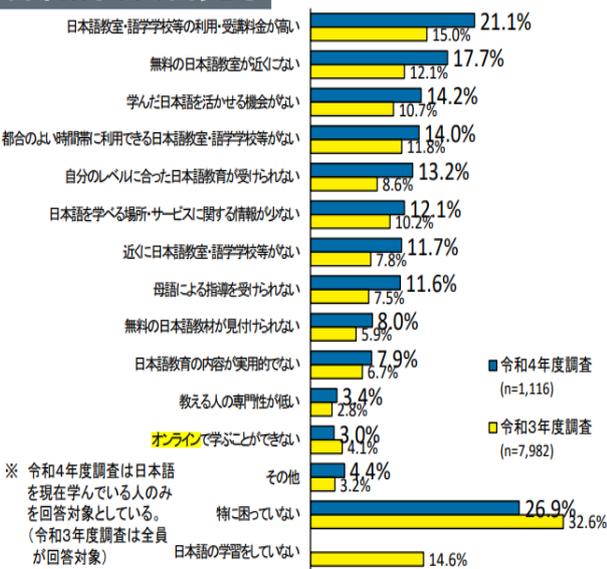
また、「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」も11%ある。

令和4年度在留外国人に対する基礎調査-主な結果③(日本語学習)-

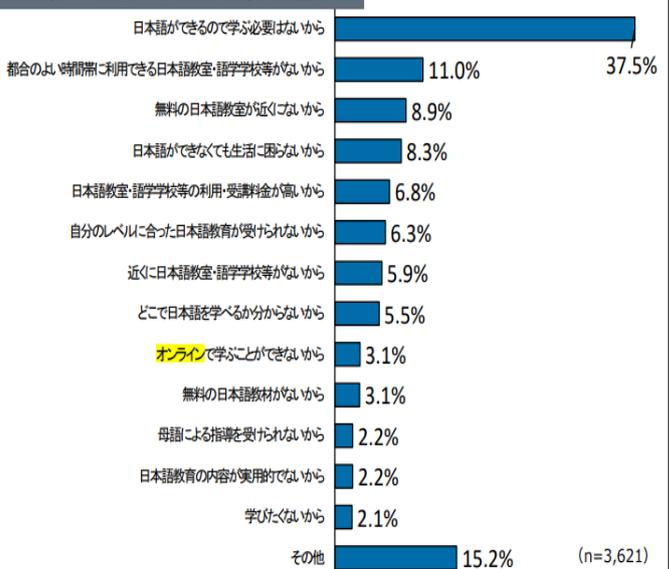


- 日本語学習に関する困りごとは、令和3年度に引き続き「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」(21.1%)が最多。
- 日本語学習をしていない理由は「日本語ができるので学ぶ必要はないから」が最多(37.5%)、続いて「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」(11.0%)が多い。
- 日本語学習をしていない理由を年代別に見ると、年代が下がるにつれて「日本語ができるので学ぶ必要はないから」が多くなる。また、30代、40代は他の年代と比べて「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」と回答した人の割合が高い。
- 土日祝や夜間など、仕事や学校がない時間帯の日本語学習を希望する人の割合が高い。

日本語学習の困りごと

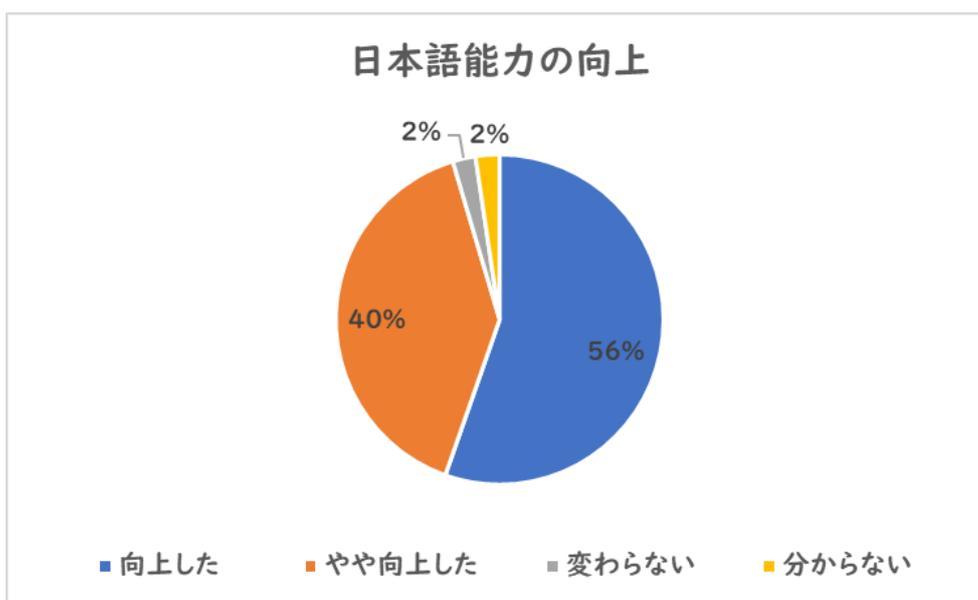


日本語学習をしていない理由



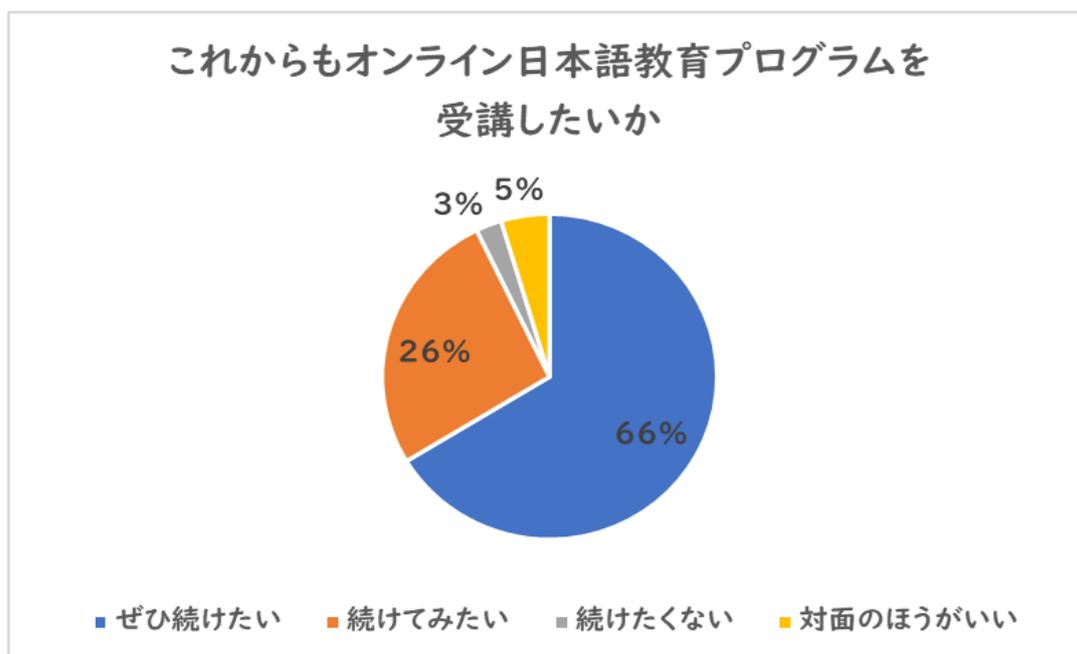
## 資料 7

<参考資料(4) ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 報告より>



オンライン日本語教育受講後の日本語の能力について、「向上した」割合（「向上した」「やや向上した」の合計）は96%となっており、学習者のほとんどがオンライン日本語教育プログラムの受講により日本語能力が向上したと感じている。

表3：オンライン日本語教育プログラムを受けて日本語能力が向上したか。(学習者 4,291 人)



オンラインによる日本語教育プログラムの継続について、「続けたい」割合（「ぜひ続けたい」「続けてみたい」の合計）は92%となっており、受講者の多くが今後もオンラインによる日本語教育を継続したいとの意思を示した。

表4：これからもオンライン日本語教育プログラムを受講したいか (学習者 4,291 人)

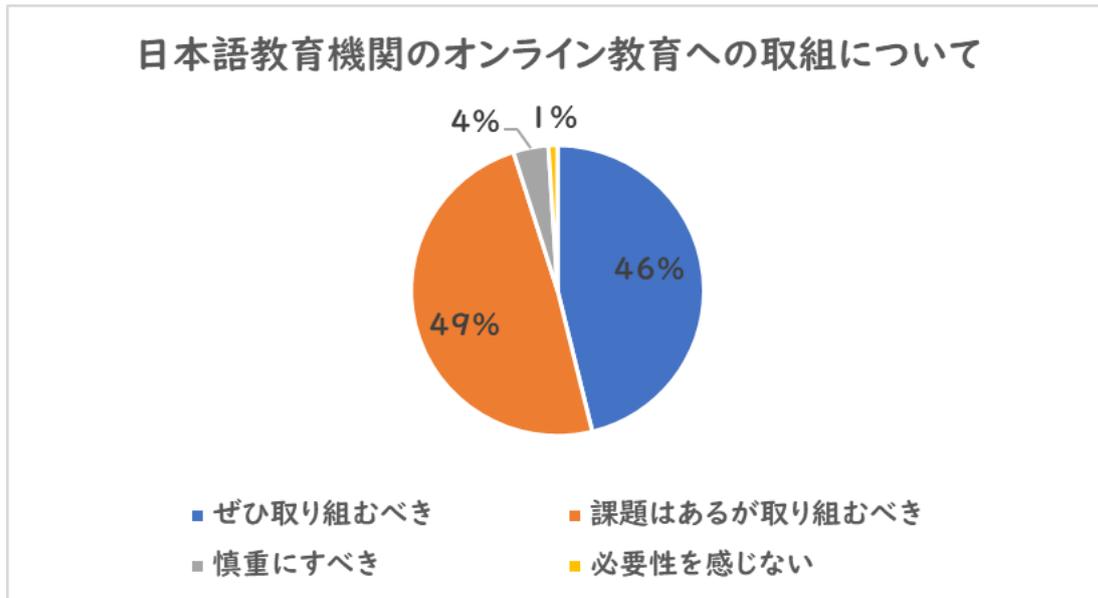


表5：日本語教育機関がオンラインによる日本語学習機会の提供を今後積極的に取り組むべきと思うか（日本語教師 973 人）

### 【教育手法別の成果等】

#### ① オンライン（同時双方向）型

- ・ブレイクアウトルーム機能を活用し、対面授業と同様の対話環境が一部可能
- ・zoomの投票機能等を活用した相互評価や動画を用いたフィードバック等インタラクティブ性や動画撮影のしやすさといった利点
- ・動画撮影機能を活用した動画比較指導や複数教師による評価が可能
- ・zoomのホワイトボード機能やGoogle PPTを利用し学習者の発話をリアルタイムで文字化し、学習者自身による修正や自習も可能
- ・外部のゲストスピーカーを招くことが容易となり外部との接触機会が増加

#### ② オンデマンド（非同期）型

- ・反転授業により、授業では学習者間の相互コミュニケーションを促進する活動を積極的に行うことで効果的な学習が実現
- ・学習進度に合わせて字幕有無を選択できる予習・復習用の動画教材を活用した事前学習により「聞く」の能力の向上が見られた
- ・個々人のペースでの文字学習が可能となるアプリ等の作成・活用による苦手意識克服

#### ③ ハイブリッド型

- ・教室学習者とオンライン学習者が協働する教室活動等の工夫や、海外から参加する学習者へのきめ細やかなフォロー体制を作ることにより、より効果的な学習となる

#### ④ ハイフレックス型

- ・実証事業におけるハイフレックスは、対面とオンラインを合わせたハイブリッドとオンデマンドを合わせたもの。学習者側からは、学びの選択肢が多いハイフレックス型の授業に対する評価・要望が最も多かった。高度なスキルが求められる

## オンライン教育の主な成果・効果

### ●日本語学習機会の拡大につながる

- ・来日前に入国後の教育と継続性のある、一定の質の教育機会が提供できる。
- ・特に日本人との接触が限られる海外の学習者がオンラインで日本からの日本語教育を受けることは日本語学習や日本留学の動機づけに大きな効果がある。
- ・学習者層を拡大し、地理的、時間的事情等によりこれまで日本語教育を受けることができなかつた者にも日本語教育の機会を提供できる。

### ●教育効果が向上する

- ・同時双方向性のあるオンライン環境を整えることによって、遠隔地においても対面授業と近い教育効果の授業を実施することができる。
- ・反転授業（予習・復習でのオンライン教育の活用による、予習・復習を前提にした授業）が実施できることで、授業設計を変化（例：コミュニケーション能力を高めるための時間数の拡大等）、学習効果が向上する。
- ・多様な ICT 教育素材とオンライン教育手法を組み合わせることで学習者の興味関心を高めるとともに教育効果を挙げることができる。例えば、文字指導に時間を要する非漢字圏の学習者に対しては ICT 教材を活用した自学自習をすることで個人差にも対応した効果的な教育効果を挙げることができる。

### ●自律学習の促進につながる

- ・オンデマンド教材の充実や LMS（learning management system：学習の進捗管理等を行ってくれるソフトウェア）の活用により、自律学習が促進される。

### ●教師の授業準備等の負担の軽減になる

- ・オンライン環境整備により教室内に限らず授業が可能になり、授業報告もオンラインになるため、移動時間や資料印刷等の授業準備及び授業報告等の負担の軽減につながる。
- ・デジタル教材を活用することにより教材や教具の作成・準備などの負担が軽減する。

## オンライン教育の主な課題

### ●オンライン教育全般に関する課題

- ・オンライン教育に適した適切かつ効果的な日本語教育の教育設計の考え方
  - ・端末や通信インフラなどの学習環境について
  - ・オンライン教育に活用できる教材（テキスト、動画、eラーニング等）の整備
  - ・学習者の能力評価及び適切な実施について
- 等

**●メディア授業（オンライン同時双方向型）に関わる課題**

- ・初学者に対する初期指導やシステム説明における媒介語の使用等指導法の在り方
- ・学習者側の ICT リテラシーや環境について
- ・学習者間の関係性構築の工夫について
- ・言語活動別の日本語能力の向上のための指導の工夫について 等

**●メディア授業（オンデマンド型）に関わる課題**

- ・自律学習の習慣づけの効果的な方法について
- ・反転授業以外のオンデマンド教材の活用について 等

**●日本語教育機関におけるオンライン教育に関わる課題**

- ・留学・生活・就労の認定日本語教育機関においてオンライン教育を行う際の教育の質の確保について
- ・出席・クラス定員などの在籍管理について
- ・在留資格「留学」取得要件の一つとなっている渡日前 150 時間の日本語履修を日本語教育機関がオンライン教育で行う場合の教育の質の確保について 等

**●日本語教員養成・研修に関わる課題**

- ・オンライン教育の特性を踏まえた教師養成や研修の内容及びその普及について
- ・日本語教師の養成や研修を担う養成研修担当機関及び講師に対するオンライン教育の普及について

<参考資料(5)海外日本語教育機関調査 (2021年度国際交流基金)>

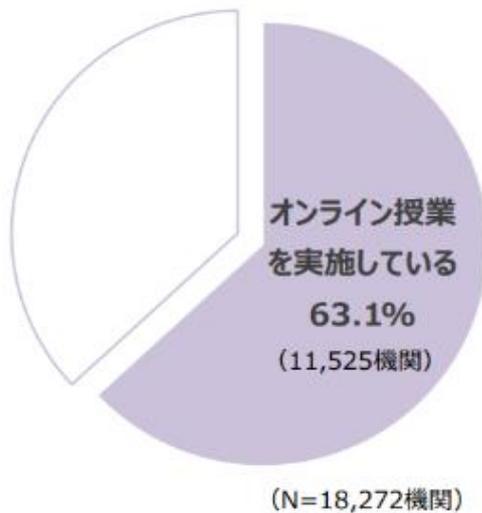
## 1. 概要 (3) 調査結果のポイント

## 2. オンライン授業 (※) の実施状況

(※) 対面授業との混合型も含む。

- ▶ 全世界では、11,525機関 (全機関の63.1%) がオンライン授業を実施。
- ▶ オンライン授業実施率が9割を超えた中米地域では195人の増加 (前回調査比1.1%) とほぼ横ばいを保ち、中東地域では、1,082人 (同21.9%) 学習者が増加。

全世界オンライン授業実施率



地域別オンライン授業実施機関数、実施率

地域	オンライン授業 実施機関数	オンライン授業 実施率
東アジア	4,060機関	58.5%
東南アジア	4,223機関	84.4%
南アジア	589機関	75.9%
大洋州	418機関	21.5%
北米	624機関	45.5%
中米	169機関	93.9%
南米	339機関	86.0%
西欧	644機関	60.7%
東欧	335機関	79.2%
中東	74機関	90.2%
北アフリカ	20機関	60.6%
アフリカ	30機関	44.1%

7

国際交流基金が2021年度に実施した海外日本語教育機関調査では、初めてオンライン授業の実施状況を調査したところ、全機関の63.1% (11,525 機関) が実施していることが明らかになった。オンライン授業の実施率が最も高い地域は中米 (93.9%) で、次いで中東 (90.2%)、南米 (86.0%)、東南アジア (84.4%) と続く。オンライン授業実施率が9割を超えた地域の学習者数をみると、中米では195人 (前回調査比1.1%)、中東地域では1,082人 (同21.9%) 増加しており、オンライン授業がコロナ禍における日本語教育の普及に貢献していることが読み取れる。

## 【地域における日本語教育の在り方について(報告)より】

- オンラインによる日本語教育プログラムは、日本語教育環境の整備の観点から有効である。遠隔地域の学習者をつなぎ、日本語を学びながら外国人住民間のネットワークや情報交換の場としても有効に機能することから、オンラインの活用等も含めた環境整備を進めることが望ましい。その際、学習者にオンライン教育を受けられる学習環境があるとは限らないため、学習環境への配慮が必要となる。
- 一方で、日本語教室は、日本語に通じない外国人にとって日本語の勉強だけでなく、日本社会へつながる居場所としての役割も持っている。生活上の心配事の相談や地域住民との日本語を介した触れ合いを通じて、少しずつ地域社会に馴染み、社会参加に向かえるよう、日本社会側との調整を行う場でもある。オンラインによる日本語教育プログラムにおいても、その意義が失われることがないよう、運営に配慮が必要である。
- 地域の日本語教室の開催場所についても、外国人が通いやすく、地域住民も参加しやすいよう、市役所や国際交流協会、公民館や図書館、夜間中学などの学校や大学・日本語教育機関、域内の企業・事業者と連携・協力し、多様な場を設定することが望ましい。また、教室に通うことができない学習者に対してはオンラインによる日本語教育機会の提供も検討することが必要である。
- 日本語教室での対面による学びのほか、遠隔地域から日本語教室に参加する際にはオンラインによる日本語学習機会の提供も効果的である。対面による学習に比べて教材や教具に工夫が必要となり、またクラスの規模についても一定の配慮が求められるが、中山間地域や寒冷積雪地における継続的な学習機会の確保にはオンラインによる教育は有効である。
- 教育内容及び教育方法、そして、この後示す学習時間については、多様な選択肢があることから地域日本語教育コーディネーターと十分に検討する必要がある。必ずしもその全てを対面授業による学習として想定するものではない。働きながら日本語を学ぶ場合には、授業(対面、遠隔など様々な形式がある)による学習と並行して、インターネット上の学習コンテンツなどオンデマンドを活用した自学自習を組み合わせた柔軟な学習を想定することもある。
- オンデマンドで日本語を学ぶ場合、日本語教師による定期的な学習状況の確認を行うことにより自学自習の効果を高めることができる。日本語教師は単に教室で対面の指導を行うだけでなく、学習を側面から効果的に支える役割を果たすことも求められる。
- 日本語教育モデルの実施上の課題や、学校や企業などとの連携体制の在り方、日本語教育人材の配置、日本語教育の予算やオンラインを含む学習方法の効果などの課題についても、実績を踏まえた検証を行った上で、今後も改善に向けて更なる検討を行っていくことが必要である。

**【委員・ヒアリング団体の主な意見】**

- 社会情勢を鑑み、オンラインによる日本語教室も実施した。新型コロナウイルス感染症拡大時にはオンライン授業を展開したため、機材などハード面での障害もなく、スムーズに移行できた。教育インフラを使用することで学習者が学びの機会を失わずにいられることも、日本語学校が地域の日本語教室に携わる利点の一つと言える【山梨県】
- オンライン授業は対面授業の代替ではない。オンラインならではの利点があるのも分かってきた。昨年度オンライン授業をした際には、これだけではもったいないと、様々なアプリケーションを加えながら、欠席した時にも自律学習が促せるようにした。オンライン教室に通う仲間の様子や、学習に参加した地域住民の方の様子も分かり、アプリケーション上でアドバイスを受けたり自分の体験を表現したり、お互いにコメントを出し合ったりできるもので、教室がないときも相互の交流ができる仲間がいるという気持ちを持っていただけるような工夫をしている。【インターカルト】
- 拠点施設のセンターでメインの対面型のクラスを基本に実施。市域が広いので、地域の協働センター（公民館）を活用し、出来るだけ多くの場所で日本語を学べるように選択肢を広げている。コロナ感染拡大防止の関係もあり、オンラインクラスも設置。拠点施設での対面教室とは別に、時間的・地理的に学べる場を増やす意味で、オンラインの教室を実施している。【浜松市】
- 実証事業ではオンラインの形態、レベル、手法、様々なもののバリエーションが本当に多岐にわたって改めて日本語教育機関の持っているポテンシャルの高さを実感した。日本語教育機関が地域の生活者のために活躍できる可能性が十分ある。
- 対面で授業をしている場合と比べてどうなのかということも非常に重要。どういった点についてオンライン学習がより優れているのか、対面と同程度なのか検証があるとよい。
- オンライン実証事業で学習者の脱落がどれくらいあったのか分析が必要。
- オンライン授業問題になるのが著作権の問題。教材をどのように利用するのか、イラストの問題などある。著作権の基礎的な研修は行われているが、日本語教師の研修・講習会の充実が必要。
- オンライン事業の課題として、動画をいかに効率的に作っていくかがある。オンラインのメリットを生かすには、学習者が自分で勉強するための動画をカリキュラムに沿って作り提供する必要がある。動画コンテンツがどの程度共有されていくのか、権利上の問題もあるかと思うが、今後検討が必要。
- OLMS、ラーニングシステムの多言語化がどれくらいできるか。初学者に対する初期指導、システム説明のため媒介語が有効だが、良いラーニングシステムを使えば、そこで多言語化でき、対面よりも有利である。ラーニングシステムの開発・普及の促進が必要ではないか。

## 資料 7

- 日本語教育機関が構築した ICT の学習コンテンツや教材を海外の学習者が利用する場合の費用や権利の問題はかなり整理が必要な問題なのではないか。
- 海外からオンラインで日本の日本語学校の授業を受けられるようになれば、海外と国内の日本語教育が密接不可分な関係にあり、教育の接続という点が今後益々重要になる。
- 日本語のニーズや、量、質に添えていくためフルオンラインが認められるべき。対面とオンラインのハイブリッドは、効率がよくなく、問題の解決にならない。遠隔地の場合、フルオンラインかゼロ（学習できない）かになってくるのではないか。
- 就労・生活のところでは、対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業では、総時間数の4分の3まで実施可となった。ある程度、同時双方向の遠隔授業を盛り込む授業設計ができるようにしておいてもよいのではないか。双方向オンライン授業も一つの教育の形態であるならば、今後、留学にも盛り込んでもよいのではないか。
- 実習授業の方法として、オンラインで対応可能な範囲において、多様なメディアを高度に利用して行うオンライン授業については、同時かつ双方向に行われるもの、毎回の授業の実施に当たって、当該授業を行う教員が当該授業の終了後に適切な方法で設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うこと、生徒の意見交換の機会を確保するなど、対面授業に相当する教育効果を有すると認めた授業を実施できることを前提に検討する必要がある。
- オンラインで日本語を指導することも想定し、教壇実習においても対面授業とオンライン授業の両方ができることも重要であり、今後オンラインでの実習について、その具体的な在り方も含め検討することが必要。
- 例えば海外の教育機関と連携しオンラインを活用した国際協働学習を行う COIL (Collaborative Online International Learning) や、来日前教育、入学前教育というような形で、課程の一部にオンラインによる遠隔教育を入れることも需要としてあり、課程に含めようという形で考えている機関も多い。入学前教育はモビリティーにつながることでもあると思うので、教育課程に入れるようにすべき。
- 日本語教育の質の担保ということにおいては、オンデマンドのビデオ教材をただ見せるという授業パターンは日本語教育の授業として排除しなければいけないのではないか。逆に同時双方向型のライブ型という形で規定されているのであれば、フルオンラインでいいのではないか。

## &lt;日本語教育機関認定法関連基準等(案)&gt;

## 【登録日本語教員養成機関養成業務規定策定基準(案)】

## Ⅰ 養成課程の実施の方法に関する事項(法第63条第2項関係)

養成課程の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録日本語教員養成機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの
- ロ) 毎回の授業の実施に当たって、教授補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う教授者若しくは教授補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な教授を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

## 【登録実践研修機関研修事務規定策定基準(案)】

## Ⅰ 実践研修の実施の方法に関する事項(法第49条第2項関係)

④ 実践研修の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録実践研修機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。ただし、教壇実習に関する科目及び模擬授業に関する科目のうち、授業の補助又はその予行演習を行う部分については、対面でなければならない。

- イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの
- ロ) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講生に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

## 【登録実践研修機関の登録、研修事務規定の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に当たり確認すべき事項(案)】

## Ⅰ 登録実践研修機関の登録及び研修事務規程の認可等に関する事項

## (1) 実践研修の実施方法に関する事項

- ③ 研修事務規程策定基準Ⅰの③に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、①LMS(Learning Management System)やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、②LMSの交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

## 2 登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に関する事項

## (1) 養成課程の実施方法に関する事項

- ④ 養成業務規定策定基準Ⅰの⑤に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、①LMS (Learning Management System) やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、②LMS の交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

## 【認定日本語教育機関の認定基準(案)】

(授業の方法)

## 第 25 条

- 1 認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分の三を超えてはならない。

※感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。

※対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。

※機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。(通知等で明示化)

※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。